

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成16年7月5日

【発行者名】 日本ビルファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 深瀬 俊彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目7番2号

【事務連絡者氏名】 日本ビルファンドマネジメント株式会社
ゼネラルマネジャー 弘中 聡

【電話番号】 03(3281)8810

【届出の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】
日本ビルファンド投資法人

【届出の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態及び金額】
形態：投資証券
金額：発行価額の総額：その他の者に対する割当 2,941,900,000円

【安定操作に関する事項】該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成16年6月18日提出の有価証券届出書及び平成16年7月1日提出の有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成16年7月5日開催の役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (8) 申込期間
- (11) 払込期日
- (13) 手取金の使途

3【訂正箇所】

_____ 部の部分は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

(訂正前)

4,000口

- (注1) 上記発行数は、下記の「オーバーアロットメントによる売出し」に関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当による新投資口発行（以下、「本第三者割当」といいます。）の発行数です。本投資法人は、平成16年6月18日（金）開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、本投資証券80,000口の一般募集（以下、「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、これとは別に、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が本投資法人の投資主から4,000口を上限として借入れる本投資証券の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行うことがあります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村証券株式会社が上記本投資法人の投資主より借入れた本投資証券（以下、「借入投資証券」といいます。）の返還に必要な本投資証券を取得させるために行われます。なお、本投資法人は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに関し、平成16年6月18日（金）に有価証券届出書を、平成16年7月1日（木）に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長に提出しています。また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から後記「(11)払込期日」に記載の本第三者割当の払込期日の5営業日前までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資証券の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、その口数の全てが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(中略)

(注2) 本投資法人と割当先との関係等は以下のとおりです。

割当先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当口数		4,000口	
払込金額		2,976,000,000円	
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長 古賀信行	
	資本の額(平成16年3月31日現在)	10,000百万円	
	事業の内容	証券取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)に基づき証券業を営んでいます。	
	大株主(平成16年3月31日現在)	野村ホールディングス株式会社	100%
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	-
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数(平成16年3月31日現在)	11,502口
	取引関係	一般募集の主幹事会社です。	
	人的関係	-	
	本投資証券の保有に関する事項		-

(注) 払込金額は、本有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

(訂正後)

4,000口

(注1) 上記発行数は、下記の「オーバーアロットメントによる売出し」に関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当による新投資口発行(以下、「本第三者割当」といいます。)の発行数です。本投資法人は、平成16年6月18日(金)及び平成16年7月5日(月)開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、本投資証券80,000口の一般募集(以下、「一般募集」といいます。)を決議していますが、一般募集に当たり、これとは別に、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券4,000口の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記本投資法人の投資主より借入れた本投資証券(以下、「借入投資証券」といいます。)の返還に必要な本投資証券を取得させるために行われます。なお、本投資法人は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに関し、平成16年6月18日(金)に有価証券届出書を、平成16年7月1日(木)及び平成16年7月5日(月)に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長に提出しています。

また、野村證券株式会社は、平成16年7月9日(金)から平成16年8月3日(火)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資証券の返還を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け(以下、

「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、その口数の全てが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(中略)

(注2) 本投資法人と割当先との関係等は以下のとおりです。

割当先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当口数		4,000口	
払込金額		2,941,900,000円	
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長 古賀信行	
	資本の額(平成16年3月31日現在)	10,000百万円	
	事業の内容	証券取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)に基づき証券業を営んでいます。	
	大株主(平成16年3月31日現在)	野村ホールディングス株式会社	100%
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	-
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数(平成16年3月31日現在)	11,502口
	取引関係	一般募集の主幹事会社です。	
	人的関係	-	
本投資証券の保有に関する事項		-	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

(訂正前)

2,976,000,000円

(注) 発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

(訂正後)

2,941,900,000円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

(訂正前)

未定

(注1) 上記発行価格については、平成16年7月5日(月)から平成16年7月8日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格決定日」といいます。)に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

(注2) 本第三者割当の対象となる本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成16年7月1日(木)とします。

(訂正後)

735,475円

(注) 本第三者割当の対象となる本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成16年7月1日(木)とします。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号削除

(8)【申込期間】

(訂正前)

平成16年8月13日(金)

(注) 申込期間については、上記のとおり内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間については、一般募集における申込期間の繰り上がりに応じて繰り上げることがあります。申込期間は一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の翌営業日であり、従って申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成16年8月9日(月)」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

平成16年8月9日(月)

(注)の全文削除

(11)【払込期日】

(訂正前)

平成16年8月16日(月)

(注) 払込期日については、上記のとおり内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記払込期日については、一般募集における申込期間の繰り上がりに応じて繰り上げることがあります。払込期日は一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日であり、従って払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成16年8月10日(火)」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

平成16年8月10日(火)

(注)の全文削除

(13)【手取金の使途】

(訂正前)

本第三者割当における手取金(上限2,976,000,000円)については、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金(59,520,000,000円)と併せて、不動産等を取得するために本投資法人が調達した借入金の返済等に充当します。

(注) 上記の手取金は、本有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

(訂正後)

本第三者割当における手取金(上限2,941,900,000円)については、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金(58,838,000,000円)と併せて、不動産等を取得するために本投資法人が調達した借入金の返済等に充当します。

(注)の全文削除